# 静岡県教育研究会数学教育研究部の目的

【静岡県教育研究会会則より】
第３条（目的）
　本会は、各研究部の自主的活動に基づき小中学校教育に関する研究を行い、その成果の普及を図り、本県学校教育の向上に資する。

【数学教育研究部規定より】
**第３条（目的）**
**　研究部は，静岡県教育研究会会則第３条に則り，小中特別支援学校教育の数学教育に関する調査研究を行い，その成果の普及を図り，本県学校教育の向上に資する。**

さらに、【静岡県数学教育研究連合会規約】では、
第２条（目的）
　本会は、静岡県の数学教育振興のための研究の推進、交流を図る。

【関東甲信静数学教育研究会についての申し合わせ事項】では、
第２項
　本会は、各都県算数・数学教育研究団体の連絡を密にし、研究発表、討議、講習会を通して、算数・数学教育の振興に寄与することを目的とする。

としている。これらをふまえて、本研究部の活動を推進する。